

# 国土交通省告示第 593 号の改正 (平成 23 年 5 月 1 日施行)に伴い構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物の変更について

## 1. 構造設計一級建築士の関与について

構造設計に関して構造設計一級建築士による関与の義務付けが必要な建築物は、①かつ②に該当する建築物です。

<p>①一級建築士でなければ設計等できない建築物</p> <p>&lt;鉄骨造の場合&gt;</p> <p>高さ &gt; 13m 又は</p> <p>軒高 &gt; 9m 又は</p> <p>延面積 &gt; 300㎡</p> <p>②建築基準法第 20 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築物</p>
--

### 建築基準法第 20 条第 2 号に該当する建築物

<鉄骨造の場合>網掛の部分が第 20 条第 2 号に該当します。

階数 ≥ 4	(以下、階数はすべて地階を除く)	(法第 20 条)	
階数 ≤ 3	高さ > 13m 又は 軒高 > 9m	(令 36 条の 2)	
	高さ ≤ 13m 及び 軒高 ≤ 9m	以下のいずれかに該当するもの以外のもの	(告示第 593 号)
		告示第 593 号第一号イ	
		1) スパン ≤ 6m 2) 延面積 ≤ 500㎡ 3) C0=0.3 以上の許容応力度計算で安全なもの 4) 筋かいの降伏時に端部・接合部が破断しないもの	
		告示第 593 号第一号ロ	
	告示第 593 号第一号ハ		

※告示改正まではエキスパンジョイントで接している建築物であっても、建築物全体で判断していましたが、告示改正により、エキスパンジョイントで接している当該部分それぞれが、基準に該当するか、否かによりその建築物が第 20 条第 2 号に該当する建築物かどうか判断することになります。

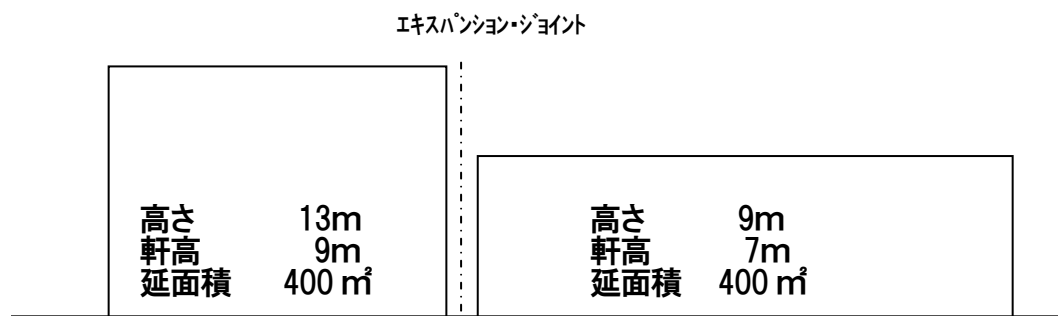
## 2. 告示改正により、構造設計一級建築士の関与が変わる事例について

### 新築 鉄骨造の場合

高さ 13m

軒高 9m

延面積 800㎡



#### <告示改正前>

①一級建築士の独占業務に係る建築物であり、②建築物全体の規模が告示第593号第1号イに該当しないため、法第20条第2号に該当する建築物となり、構造設計一級建築士の関与が必要。

#### <告示改正後>

①一級建築士の独占業務に係る建築物であるが、②エキスパンション・ジョイントで接している当該建築物の部分のいずれもが、告示第593号第1号イに該当するため、法第20条第2号に該当する建築物とならず、構造設計一級建築士の関与は不要。